

平成 20 年度における社会保険等未加入事業者への処分状況

平成 21 年 3 月末現在

運輸局等	社会保険 1	労働保険 2
北海道	警告 11 件、車両停止 1 件(全部未加入 4)	警告 7 件、車両停止 1 件(全部未加入)
東 北	警告 1 件	なし
関 東	警告 5 件	警告 4 件
北陸信越	警告 3 件、車両停止 2 件(全部未加入)	警告 1 件、車両停止 1 件(全部未加入)
中 部	警告 2 件	警告 4 件
近 畿	警告 2 件	警告 1 件
中 国	警告 2 件	なし
四 国	警告 1 件	なし
九 州	警告 4 件	警告 1 件
沖 縄	警告 3 件	警告 3 件、車両停止 1 件(全部未加入)
全 国	警告 34 件、車両停止 3 件 3(全部未加入)	警告 21 件、車両停止 3 件 3(全部未加入)

- 1 社会保険(健康保険、厚生年金保険) 2 労働保険(労働者災害補償保険、雇用保険)
 3 車両停止のうち、北海道の 1 件及び北陸信越の 1 件は、社会保険、労働保険ともに未加入。
 会社数としては、北海道 1 社、北陸信越 2 社、沖縄 1 社の合計 4 社である。

[社会保険等未加入事業者に対する処分の経緯等]

平成 16 年 8 月に社会保険等未加入の事実を把握した際に、運輸支局から社会保険事務局、労働局に通報する制度を導入したものの、実効性に課題があったため、平成 20 年 7 月に社会保険等未加入事業者に対する貨物自動車運送事業法に基づく行政処分を科す制度を導入した。

社会保険等未加入事業者に対する貨物自動車運送事業法に基づく行政処分(平成 20 年 7 月以後)

- ・ 新規許可事業者に対する行政処分
 貨物自動車運送事業法第 59 条第 1 項違反(許可条件違反)
- ・ 既存事業者に対する行政処分
 貨物自動車運送事業法第 25 条第 2 項違反(事業の健全な発達を阻害する競争の違反)

処分量定

一部未加入 初回 警告、再違反 20 日車

全て未加入 初回 20 日車、再違反 60 日車

4 今回は各社とも初回違反であり、20 日車(1 両×20 日)の車両停止処分

[処分を受けた事業者の反応]

- ・「資金が無くて保険に入れなかった。運転手も入りたがらないが、改善するように努力したい。」
- ・「社会保険等未加入が悪いことだということは分かった。すぐ加入します。」
- ・「保険料を負担すると事業を経営していくのは厳しくなるが、払わないと処分されることとなるので、きちんと払っていきたい。」